

呉バレーボール協会 慶弔規定

本会の役員及びその家族の慶弔に対して本協会として慶弔の意を表すものとする。

1 死亡の場合

本人

会長・副会長・理事長

生花1対・弔電

副理事長・常任理事

生花1基・弔電

名誉会長・顧問・参与

生花1基・弔電

理事・監査

生花1基・弔電

家族

生花1基・弔電

(家族とは、配偶者及び原則として同居の父母・子供をいう。)

2 見舞金

本人(理事以上)が、入院1週間以上の場合、10,000円

3 激励金

予選会を経て代表として全国大会又はそれに準ずる大会に出場するチームに対して、1回につき 10,000円

広島県代表審判員として全国大会又はそれに準ずる大会及び全国講習会に派遣される審判員に対して、1回につき 10,000円

4 その他

前項の規定以外で、特に必要と認められる場合、常任理事会の決議にて慶弔の意を表すことができる。